

中濃地区防火協会表彰規程

(目的)

第1条 この表彰は、防火思想の普及並びに会員の士気の高揚を図るため、中濃地区防火協会会則第4条第7号に基づき、当協会加入の事業所等及び会員又は協会の育成発展に貢献した団体又は個人に対して行うものとする。

(優良事業所等の表彰)

第2条 協会加入の事業所等に対する表彰は次の各号の1に該当する事業所等について行うものとする。

- (1) 消防用設備等の設置及び防火管理が消防法令等に適合し、他の模範と認められる事業所等
- (2) 水火災、その他災害の予防警戒及び防ぎよに努め、特に功労が認められる事業所等
- (3) 自衛消防隊等が活発な活動を行い初期消火体制の確立を図るとともに地域の安全確保に寄与したと認められる事業所等
- (4) その他火災予防上特に功績のあった事業所等

(優良防火管理者等の表彰)

第3条 防火管理者等に対する表彰は、協会構成員である事業所等に勤務する者で、次の各号の1に該当するものについて行うものとする。

- (1) 防火管理者及び防火責任者として同一事業所に5年以上勤務し、その勤務成績が優秀で、かつ、防火管理について功労があり、他の模範と認められる者
- (2) 水火災、その他災害の予防警戒・防ぎよに努め、特に功労が認められる者
- (3) 水火災、その他災害現場において人命救助をした者
- (4) その他火災予防上特に功績のあった者

(その他の表彰)

第4条 当協会の育成、発展に貢献した者に対する表彰は会員又は会員以外の団体及び個人でその功績が特に顕著なものについて行うものとする。

(表彰の具申)

第5条 表彰該当者の具申は、毎年3月末日までに、支部ごとに各理事が協議し、支部長が会長あてに具申するものとする。

2 前項の具申は別記様式により行うものとする。

(実地調査)

第6条 会長は前条の申請を受理したときは、その内容を審査するため、実地に調査することができる。

(表彰の決定)

第7条 表彰は会長が理事会に諮って承認を経て決定するものとする。

(表彰の方法)

第8条 第2条、第3条に対する表彰は、表彰状に記念品を添えて授与するものとする。

2 第4条に対する表彰は感謝状に金品をあわせて贈ることができる。

(表彰の時期)

第9条 表彰は毎年、総会の席上において表彰するものとする。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別にこれを定める。

附 則

この規程は、公布日から施行し、昭和56年12月2日より適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和4年5月25日より適用する。

別記様式（第5条第2項関係）

優 良 事 業 所 等 表 彰 申 請 書

年 月 日	
中濃地区防火協会長 様	
申請者氏名	
(ふりがな) 個人及び事業所 等 名	勤務先 生年月日 ・ ・ ・
住所（所在地）	
優良（功績）と 認められる理由	
その他参考事項	

（注）個人の場合は、勤務先の事業所等名、及び生年月日を記入すること。